

## 国際分類第11 - 2022版発行にあたり

国際分類は、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際的に共通の分類で、2021年12月現在、同協定は90の国及び地域が加盟しており、かつ、未加盟であっても相当数の国等において採用されているものです。

現行の国際分類第11 - 2021版の改正を決定するニース協定の第31回専門家委員会は、2021年4月19日から23日にかけて、物理的参加とオンライン参加によるハイブリッド会合として開催され、当庁はオンラインで参加しました。

国際分類に掲載される表示の変更提案（表示の追加、削除、変更等）の議題については、例年、会場での挙手により決議を行いますが、今回は、ハイブリッド会合の制約上、会合前と会合後に電子投票が別途実施（2021年3月1日～同年3月31日、同年4月23日～同年4月30日実施）され、会合では、提案に関する説明や質疑等が行われました。

そして、これらの結果、類別表の表示変更やアルファベット順一覧表の商品又はサービスの追加・削除・表示変更を内容とした「第11 - 2022版」が発効されることとなりました。

なお、第12版の発効は、2022年1月1日に予定されていましたが、今次会合において、第12版の発効を一年遅らせる提案がなされ、議論の結果、合意されました。このため、2022年1月1日に発効する国際分類は、「第11 - 2022版」となり、第12版の発効は、2023年1月1日となります。

本書は、ニース協定や国際分類に関する一層の周知・理解を図るとともに、商標登録出願の審査・審判において、指定商品・役務に関する審査・審理の迅速かつ的確な実施に資することを目的に作成したもので、ニース協定本文、一般的注釈、類別表（注釈付き）及びアルファベット順一覧表などから構成されています。アルファベット順一覧表は、商品又はサービスの英語表記に、我が国で指定商品・指定役務の表示として採用できる程度の日本語訳及び類似群コードを付し、商標登録出願に関する先行商標の調査や国際登録出願に係る指定商品・指定役務の英語表記に関する検討などに利用できます。

本書がニース協定と国際分類の理解及び商標審査・審理の便宜に資することを期待するとともに、国際分類の円滑な運営に役立つものとなることを念願するものです。

2021年12月  
特許庁審査業務部商標課

